11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
将来のために考えよう 国民年金

11月は、年金制度の趣旨や仕組みを理解し、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」です。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計を考えていただく「年金の日」です。

この機会に自分や家族の将来のため、もう一度年金について考えてみましょう。

公的年金制度の役割と種類

公的年金制度は▷老後を迎える人▷病気やけがで障がいが残った人▷生計を維持していた人に先立たれた人―などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めていただくことで、年金を受け取れます。

公的年金制度には、国民年金(基礎年金)と厚生年金保険があります。国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。厚生年金保険の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

国民年金の被保険者

国民年金の加入者を被保険者と言い、その種類は第１号～第３号に分かれます。

■第１号被保険者

自営業者や学生など(第２号および第３号被保険者以外の人)

■第２号被保険者

会社員や公務員などで厚生年金保険に加入している人

■第３号被保険者

第２号被保険者に扶養されている妻または夫

国民年金の給付の種類

国民年金の給付の種類は次の三つです。

■老齢基礎年金

原則、65歳から生涯にわたり受け取ることができる年金です。

▷本年度の年金額(40年間保険料を納めた場合)…781,700円(満額)

■障害基礎年金

国民年金の被保険者や、日本在住の60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない人、20歳以前に病気やけがで障がいが残った人が、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。

▷本年度の年金額…１級障害977,125円、２級障害781,700円

■遺族基礎年金

国民年金の被保険者や老齢基礎年金を受給している人などが亡くなったとき、残された家族のうち、子ども(＊)がいる配偶者または子どもが受給できる年金です。

▷本年度の年金額…死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者1,006,600円、子781,700円(子が２人以上の場合は、さらに加算があります)

＊子ども…18歳に達した後、最初の３月31日までの子ども、または20歳未満で一定の障がいがある子ども

保険料の納付を忘れずに

保険料を納めていないと年金を受け取れない場合があります。年金制度への加入と保険料の納付を確実に行いましょう。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアで納付書を添えて納める現金納付、口座振替、クレジットカード納付などがあります。

■保険料の免除・納付猶予制度

経済的な事情などで保険料を納めることが困難なときは、申請により納付が免除または猶予される制度があります。免除や納付猶予制度を上手に活用し、保険料を納めましょう。

口座振替・クレジットカード納付を利用しましょう

国民年金保険料の納付には、口座振替やクレジットカード納付をぜひご利用ください。納め忘れの心配がなく、納付のたびに金融機関などへ行く必要がないため、大変便利です。さらに、前納制度を利用すると、保険料が割引になり、大変お得です。詳しくは、下記または花巻年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)

【問い合わせ】
▷本館国保医療課(☎41-3585)
▷各総合支所健康福祉係
大　迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東　和(☎41-6517)
▷花巻年金事務所での相談・手続きの予約
予約受付専用電話(☎0570-05-4890)
▷花巻年金事務所(☎23-3351)

11月9日～15日は 秋季全国火災予防運動です

2020年全国統一防火標語
『その火事を　防ぐあなたに　金メダル』

火災が発生しやすい時期を迎えます。火災予防の心掛けと対策を家族で確認しておきましょう。

住宅防火 いのちを守る 七つのポイント

三つの習慣

①寝たばこは絶対しない
②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

四つの対策

①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
住宅用火災警報器の設置後は、定期的な点検をお願いします。電池の交換時期は約10年です
②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する
③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する
④お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる

本年の火災発生状況

本年は9月30日時点で36件の火災が発生。そのうち約6割は屋外での焼却行為に関連した不注意が原因です。

火災のない安全安心な花巻市を目指すために、一人一人の防火対策を徹底しましょう。万が一燃え広がったときは、慌てずに119番通報しましょう。

＊新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として使用する消毒用アルコールには、可燃性で火気厳禁のものがあります。お使いのものを確認の上、使用に当たっては十分な注意をお願いします

【問い合わせ】
消防本部予防課(☎22-6123)

住居表示実施地区に建物などを新築する場合は 建物等新築の届け出が必要です

市では、住所を分かりやすく表示するために住居表示制度を実施しています。右表の地区内に住宅等建物を新築・改築する場合は、建物等新築の届け出が必要です。届け出により、住所として使用するための住居番号を設定し通知します。

届け出をしていない場合は、住居番号が確定できず、転入や転居の手続きをすることができませんのでご注意ください。

※住居表示実施地区以外では土地の地番が住所となりますので届け出は必要ありません

■必要書類

①建物等新築届
※様式は市ホームページからダウンロードできます
②現地案内図
③建物の配置図
※敷地と建物の位置を示したもの
④１階平面図
※集合住宅の場合は、各階の平面図

■住居表示実施地区

五十音	地区名
あ行	東町、愛宕町、大通り一・二丁目、御田屋町
か行	鍛冶町、花城町、上町
さ行	材木町、坂本町、桜台一・二丁目、里川口町、下幅、城内、末広町
た行	高田、豊沢町
な行	仲町、西大通り一・二丁目
は行	一日市、双葉町、吹張町、星が丘一・二丁目
ま行	松園町一丁目
や行	四日町一～三丁目
わ行	若葉町一～三丁目

【問い合わせ・届け出】本館市民登録課(☎41-3547)